

物品貸出について

県立障害者スポーツ交流館

1 物品貸出基準

(1) 個人への物品貸出

個人への物品貸出は出来ません。

(2) 団体等への物品貸出

団体への物品貸出は原則として、注1) 公の機関を対象とし、それ以外の注2) クラブ等への貸出は出来ません。

注1) 公の機関とは、各行政機関、学校、障害者スポーツ関連団体（連盟、協会）を意味します。

ただし、上記団体以外でも兵庫県障害者スポーツ協会の許可を得た企業、団体は対象になります。

注2) クラブ等への貸出は当施設を利用する場合は除きます。

2 貸出物品の現状復帰について

貸出した物品は原則として、現状復帰してください。

万が一、破損等があった場合はその旨、速やかに当施設へ連絡、報告し、修理もしくは同等品にて弁償していただきます。

※ **連絡・報告がない場合は次回からの貸出をお断りします。**

3 貸出期間

貸出ができる期間は**最大2週間**になります。

返却期日は厳守してください。やむを得ず、返却が遅れる場合は必ず、当施設にその旨を連絡して下さい。(ただし、次の予約が入っており、返却期日に猶予がない場合を除きます。)

※ 無断で期間を延長された場合、次回の貸出はお断りします。

4 貸出申請について

貸出予約は電話、ファックス等で申し込むことができます。

貸出に際しては必ず、申請書に必要事項を明記の上、提出して下さい。

なお、FAXの場合は送信後必ず確認の電話をして下さい。

来館される際は必ず印鑑をご持参下さい。

※ 予約時には物品借用書一覧に借用物品、借用者の氏名を記入して下さい。

5 貸出物品の搬出・搬入について

搬出・搬入は原則として、借用する団体が責任を持って行ってください。

※当施設体育指導員が出張（出前）教室の依頼を受け、小物等の必要物品を当該指導員が運ぶ場合を除きます。

（ただし、車いすなど数量や通常乗用車積載困難な物品は原則どおりとする。）

物品借用書

年 月 日

兵庫県立障害者スポーツ交流館 御中

借用者 所属

氏名

印

住 所

連絡先

私は、借入条項を遵守し、以下の物品を借用します。

借入物品	物 品 名			数量
借用期間	貸出日	年 月 日	時ごろ	
	返却日	年 月 日	時ごろ	
使用目的				

借入条項	1.借入物品は、十分に注意を払い借入者が管理する 2.借入物品は、他者へ貸し出さない 3.借入物品は、使用目的以外に使用しない 4.返却期間を遵守する 5.借入物品を万一破損、紛失した場合は、使用者の責任において、速やかに賠償する
------	---